



2024年6月26日

各位

会社名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 庵下 伸一郎
(コード番号：6085 東証グロース)
問合せ先 執行役員 管理本部長 山口 裕司
(TEL. 06-6363-5701)

監査等委員会設置会社への移行に伴う「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定のお知らせ

当社は、本日開催の第17期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について、下記のとおり一部改定することを決議しましたので、お知らせいたします。なお、改定箇所につきましては下線を付しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- (2) 取締役は、誠実かつ公正に職務を執行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- (3) 定例取締役会を原則として毎月1回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (4) 取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立する。
- (5) コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図る。
- (6) 内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築する。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行う。
- (8) 内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施する。
- (9) 反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断する。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務執行の効率化を図るとともに、職務が適正に執行される体制を整備する。
- (2) 業務執行取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、職務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図る。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社については、関係会社管理規程に基づき、管理部門の担当取締役所管のもと、子会社の業務執行状況等の管理・監督を行い、重要事項については当社取締役会付議を行う。
- (2) 子会社の職務権限等基本規程に基づき、職務権限等を明確にするとともに、子会社特有の事項を除き当社規程を準用する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）に関する事項、補助者の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、監査等委員会の補助者に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会が補助者を求めた場合は、監査等委員会と協議のうえ、業務補助のための補助者を置く。
- (2) 補助者が監査等委員会の業務補助を行うにあたっての指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けない。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告を行う。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員会から業務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行う。
- (3) 内部監査部門は、監査等委員会に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告する。
- (4) 監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、定期的に監査等委員会を開催し監査等委員相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行う。
- (2) 業務執行取締役及び部門長は、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査等委員が出席する機会を設ける。
- (3) 監査等委員会は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人与会合の場を持ち、意見交換を行う。